

第2次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）

1 業務運営方針

三重県信用保証協会は公的な「保証機関」として国・県の施策に呼応した信用保証業務に加え、事業承継・創業支援、経営支援、事業再生支援などの各種支援事業の充実を目指します。また、責任共有制度導入などの制度改革、電算システム変更による効果を最大限活用し、組織、事務処理の見直しをはじめ、融資実行後の期中管理の在り方を改善すること等から、お客様に対し、協会からアプローチを行い、様々な要望に確実に対応し、「顔の見える協会」「信頼される協会」を実現するため、以下に掲げる事項を主要項目として取り組むこととします。

(1) 保証推進の拡大

お客様の多様な資金ニーズにお応えする保証制度及び経営支援などのサービスの開発に努めます。

三重県及び市町と連携した政策保証の推進はもとより、地域中小企業のニーズを捉えた独自制度、金融・経営相談、経営支援などのサービスの提供により保証推進を図り、新規保証先の獲得等から企業浸透度(注1)の向上を図ります。

(注1) 県内中小企業者のうち信用保証協会を利用している企業の割合

(2) 適正保証の推進

信用補完制度の持続的な維持発展を図るとともに、安定した業務を提供するために適正な保証に努めます。

(3) 利便性の向上

協会へのアクセス面での利便性の向上を図り、併せて共同化システムの運用の整備、継続的な事務処理の見直しを行い、事務処理のスピード化を図るなど利用者の利便性の向上に努めます。

(4) 期中管理の改善

適正な期中管理を行うため、金融機関等からの報告を待ち、その後に対処する従来の「期中管理」から、協会が能動的に活動し、お客様とともに経営力の向上に努める「協働の期中管理」へ転換を図り、経営支援の実施から事業の維持、改善を図ります。

(5) 回収強化

協会の経営基盤をよりいっそう強化するため、求償権の回収強化を図ります。